

群馬県・市町村前金払適用基準一覧表

朱表示は、平成24年度の改正箇所

平成24年7月18日現在

	前金払			中間前金払				備考	
	適用金額	前払率	限度額	導入日	適用金額	工期	限度額		
群馬県	50万円以上	40%	なし	H11.4.1	150万円以上	90日以上	なし		
前橋市	200万円以上	40%	なし	H22.4.1	200万円以上	90日以上	なし	適用金額は設計金額	
高崎市	300万円以上	40%	なし	H22.4.1	300万円以上	90日以上	なし	適用金額は設計金額	
桐生市	300万円以上	40%	なし	H23.4.1	300万円以上	90日以上	なし		
伊勢崎市	300万円以上	40%	なし	H22.4.1	300万円以上	90日以上	なし	適用金額は設計金額	
太田市	300万円以上	40%	なし	H21.4.1	300万円以上	60日以上	なし	適用金額は設計金額	
沼田市	200万円以上	40%	なし	H20.8.25	200万円以上	90日以上	なし	H23.4 限度額5千万円 (中間前金払3千万円)を撤廃	
館林市	200万円以上	40%	なし	H23.4.1	200万円以上	90日以上	なし	H23.4 中間前金払導入	
渋川市	200万円以上	40%	なし	H22.4.1	200万円以上	90日以上	なし	適用金額は設計金額	
藤岡市	200万円以上	40%	なし	H21.4.1	200万円以上	90日以上	なし	適用金額は設計金額	
富岡市	200万円以上	40%	なし	H23.4.1	200万円以上	90日以上	なし	H23.4 中間前金払導入	
安中市	200万円以上	40%	なし	H24.4.1	200万円以上	90日以上	なし	適用金額は設計金額 H24.4 中間前金払導入	
みどり市	200万円以上	40%	なし	H20.12.1	200万円以上	90日以上	なし	適用金額は設計金額	
北群馬郡	榛東村	50万円以上 1億円以下の部分 1億円超の部分	40% 30%	1.5億円					積上方式
	吉岡町	150万円以上 1億円以下の部分 1億円超の部分	40% 30%	1億円					積上方式
多野郡	上野村	100万円以上 1億円以下の部分 1億円超の部分	40% 30%	2億円					積上方式
	神流町	500万円以上	40%	1億円	(約款に規定有)				
甘楽郡	下仁田町	100万円以上	40%	なし					
	南牧村	500万円以上	40%	なし					
	甘楽町	100万円以上	40%	なし	H12.6.1	100万円以上	—	なし	
吾妻郡	中之条町	300万円以上 5,000万円超	40% 30%	なし					段階式定率方式
	長野原町	50万円以上 1億円以下の部分 1億円超の部分	40% 30%	1億円	H24.4.1	50万円以上	90日以上	5千万円	積上方式 H24.4 中間前金払導入
	嬭恋村	50万円以上	40%	なし	H23.10.1	150万円以上	90日以上	なし	H23.10 前払率を一律40%に改正 限度額1億円を撤廃 中間前金払導入
	草津町	50万円以上	40%	2億円	H24.4.1	150万円以上	90日以上	2億円 (前払と合計)	H24.4 前払率を一律40%に改正 限度額を2億円に引き上げ 中間前金払導入
	高山村	50万円以上	40%	なし					
	東吾妻町	500万円以上 2億円以下の部分 2億円超の部分	40% 30%	3億円					積上方式
利根郡	片品村	200万円以上	40%	なし					
	川場村	100万円以上	40%	なし					
	昭和村	500万円以上 1億円以下の部分 1億円超の部分	40% 30%	1億円					積上方式
	みなかみ町	100万円以上	40%	なし	H22.9.21	100万円以上	90日以上	なし	
佐波郡 玉村町	300万円以上	40%	なし						
邑楽郡	板倉町	300万円以上	40%	なし		(規則有)			
	明和町	500万円以上	40%	なし					
	千代田町	300万円以上	40%	なし					H23.6 適用金額500万円を拡大 限度額5千万円を撤廃
	大泉町	300万円以上	40%	なし	H24.5.25	300万円以上	90日以上	なし	
	邑楽町	300万円以上	40%	なし					